主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人村上義臣の上告趣意は末尾添附別紙記載の通りであり原判決の量刑不当を 主張するに過ぎない、従つて上告適法の理由とならない。

よつて旧刑訴四四六条に従つて主文の如く判決する。

この判決は関与裁判官全員一致の意見である。

検察官 橋本乾三関与

昭和二五年一二月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	Ш	太	_	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介